

福岡県公報

平成19年4月23日
第2669号

目次

告示(第857号 - 第872号)

大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 2
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課) 4
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
公告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 7
情報セキュリティ対策推進支援業務に係る提案の募集	(高度情報政策課) 9

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)10
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)10
海区漁業調整委員会		
区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催	(漁政課)11

告示

福岡県告示第857号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成19年4月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグストアモリ柳川店
 - 所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年12月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,430㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	41

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	26.25

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	11.424

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ナチュラル株式会社	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 柳川市大和町徳益字晴天22番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

福岡県告示第858号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人マンション付加価値創造研究協会

(2) 代表者の氏名

天津 正博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区大字野面740番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、屋上が有効に活用されていない既存マンション等に対し、その付加価値を上げるための屋上緑化に関する支援事業を行い、住民に憩いの場所を提供し、緑を主とした環境に優しいまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第859号

大刀洗西部第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
堀内 康好	三井郡大刀洗町大字下高橋3821番地 1

福岡県告示第860号

三潆南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
高田 道一	柳川市間462番地

福岡県告示第861号

三潆南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
福山 正勝	大川市大字荻島240番地

2 就任監事

氏名	住所
福山 嘉洋	大川市大字大橋95番地 2

福岡県告示第862号

広川土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
末安 一義	八女郡広川町大字新代2083番地

福岡県告示第863号

筑後西部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
村上 知巳	筑後市大字津島1340番地
浅山 樹治	みやま市瀬高町本郷701番地
北島 久生	筑後市大字津島989番地
中尾 清吾	〃 大字常用1319番地
下川 正男	〃 大字水田829番地
庄山 律夫	〃 大字志341番地
長岡 毅	〃 大字尾島715番地
中村 保典	〃 大字津島906番地
村上 榮廣	〃 〃 577番地 2
金子 健	みやま市瀬高町本郷567番地 1
内野 博介	〃 〃 〃 880番地
三小田 勝之	〃 〃 〃 876番地 2
吉開 和治	〃 〃 〃 764番地 2

2 退任理事

氏名	住所
長瀬隼人	筑川市大字常用1118番地
村上智章	" 大字津島1009番地2
葉玉政治	みやま市瀬高町本郷812番地

3 就任理事

氏名	住所
村上知己	筑後市大字津島1340番地
北島久生	" " 989番地
金子健	みやま市瀬高町本郷567番地1
下川守直	筑後市大字常用643番地
村上榮廣	" 大字津島577番地2
中村保典	" " 906番地
近本政行	" 大字志496番地、497番地2
長岡毅	" 大字尾島715番地
下川正男	" 大字水田829番地
浅山樹治	みやま市瀬高町本郷701番地
三小田新	" " " 903番地2
三小田勝之	" " " 876番地2
吉開和治	" " " 764番地2

4 就任監事

氏名	住所
村上智章	筑後市大字津島1009番地2
近本勉	" 大字志318番地2
江口儀昭	みやま市瀬高町本郷352番地

福岡県告示第864号

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
久良木一臣	三潞郡大木町大字侍島417番地1

2 就任理事

氏名	住所
石川潤一	三潞郡大木町大字大角1381番地8

福岡県告示第865号

解散した清算法人朝倉郡夜須町土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
清武昇	朝倉郡筑前町下高場1856番地
八尋得真	" " 三並1340番地
平山民雄	" " 篠隈236番地
井上喜雄	" " 中牟田467番地
宗野國弘	" " 三並2075番地2
多田文人	" " 三牟田80番地

福岡県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営丸尾地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年4月23日から 平成19年5月24日まで	古賀市役所

福岡県告示第867号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人わらべ
 - (2) 代表者の氏名
井元 誠子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区大橋1丁目4番20 - 204号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども（幼児）と介護や日常生活の支援が必要となった高齢者や地域住民（老人）が、日常の社会生活の中でせんにふれあい・工夫し合い、人として自由で快適な社会生活を営むことが出来る住みやすいまちづくりの構築（幼老共生）を支援し、広く社会福祉に寄与していくことを目的とする。幼老共生が実現するために（1）介護や日常生活の支援が必要となった高齢者や地域住民のために、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、（2）多様化する保護者の子育て支援を目

的とした、子どもの健全育成を図る活動、（3）幼児と老人が豊かな生活が送れる住みやすいまちづくりの推進を図る活動を行っていく。

福岡県告示第868号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あんず達
 - (2) 代表者の氏名
藤田 ももこ
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区赤坂2丁目1番15 - 803号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第869号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡歴史の町

(2) 代表者の氏名

鏡山 滋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区大字徳永545番の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、次代を担う青少年に対して、郷土福岡の伝統文化の伝承と国際文化交流に関する事業を行い、更に高齢者に対する福祉活動を充実し、高齢者が保有する伝統文化を青少年に伝承する事業を行うことにより、正しい日本の文化を身につけた国際人としての青少年の育成に寄与すること及び広く一般市民との健全な交流を育てることを目的とする。

福岡県告示第870号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人マンション管理組合連合会

(2) 代表者の氏名

杉本 典夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名1丁目14番45号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マンションの居住者をはじめとする市民に対して、マンションの円滑かつ適切な管理運営及び居住のために、福祉の増進、教育・研修、自治能力の向上、情報交換、マンションとその周辺地域のコミュニティの醸成、住環境の改善及び建物の保全等に関する事業を行い、もって地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第871号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字上片島字立村1939 - 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町松原町11番地20（三菱住宅623）

松本 洋一

福岡県告示第872号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市紫7丁目116番1、285番4、285番6、285番7、313番1、313番3及び313番4並びに道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市紫7丁目7番1号

白石 喜範

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

背広服 200着程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日(月)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年5月7日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	AA、A、B

12	01	百 貨	
----	----	-----	--

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 - (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
 - (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
 - (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
 - (6) 納入する物品に必要とする生地の手供給を受けられること。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- 福岡県警察本部総務部会計課
- 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
- 電話番号 092-641-4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
 - 平成19年4月23日(月)から平成19年5月7日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
 - (2) 場所
 - 4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年5月7日(月)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年5月8日(火)午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(各調達物品1着当たりの単価)に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価(各調達物品1着当たりの単価)に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

次のとおり情報セキュリティ対策推進支援業務に係る提案を募集します。

平成19年4月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

情報セキュリティ対策推進支援業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 国、都道府県又は従業員数10,000人以上の民間企業において、セキュリティ対策に関するコンサルティング又はセキュリティ設計のいずれかの実績をもつ者。

なお、実績を証明する書面を提出すること。

イ 本提案への共同参加を行っていないこと。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

共同参加者は3者以内とすること。

代表構成員は、(1)のアの要件を満たしていること。

イ 各共同参加者

本提案への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県企画振興部高度情報政策課システム指導班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3196

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成19年5月14日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成19年4月25日（水）午前10時30分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 801号会議室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成19年5月16日（水）午後5時（締切厳守のこと）

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第120号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年4月23日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年5月24日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメート

ル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第121号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年4月23日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年5月24日（木） 13:30～16:30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成19年5月24日（木） 13:30～16:30	田川郡川崎町大字田原804番地 川崎町総合福祉センター 集会室	田川警察署
平成19年5月28日（月） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成19年5月30日（水） 13:30～16:30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画に係る利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成19年4月23日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 小原博義

開催日時	開催場所	案件
平成19年5月8日 13時30分	福岡県柳川市三橋町高畑271 福岡県有明海水産会館講堂	1. 農林水産大臣管轄漁場における区画漁業の漁場計画について 2. 福岡県有明海区における区画漁業の漁場計画について

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています